

# 千葉市こどもプラン（案）【概要版】

1

## 趣旨等

### 〈計画策定の趣旨〉

今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために、「(仮称) 千葉市こどもプラン」を策定します。

### 〈計画の位置づけ〉

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画（策定義務）」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者健全育成及び支援についての計画（策定努力義務）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立支援計画（策定任意）」、「子どもの参画推進計画（策定任意）」を一体的なものとして策定します。

### 〈計画期間〉

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 〈計画の対象〉

妊娠婦、乳幼児から青少年まで及び子育て世帯を対象とします。

2

## 基本理念と施策体系

### 《基本理念》

こどもを産み育てたい、  
こどもがここで育ちたいと  
思うまち「ちば」の実現

### 《計画策定の視点》

- ①保護者に喜びや生きがいをもたらし、親としての成長を支える子ども・子育て支援
- ②子どもの参画によるまちづくりの推進
- ③子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり
- ④支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

### 《施策体系》

妊娠・出産

乳幼児

就学児

青少年

若者

妊娠・出産～小学校就学前児の子育て支援

基本施策1 子ども・子育て支援  
基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

就学児等の社会参画

基本施策3 子どもの社会参画の推進

子ども・若者への支援

基本施策4 子ども・若者の健全育成  
基本施策5 子ども・若者の安全の確保  
基本施策6 子ども・若者の居場所づくり

支援が必要な子ども・若者・家庭への支援

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進  
基本施策8 児童虐待防止対策の充実  
基本施策9 社会的養護体制の充実  
基本施策10 障害児に対する支援の充実  
基本施策11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

## 基本施策1 子ども・子育て支援

### 子ども・子育て支援事業計画について

平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に計画的に取り組んでいきます。

事業計画においては、教育・保育や地域のさまざまな子育て支援事業の「量の見込み」(需要量の見込み)とそれに対応する「確保方策」(需要量の見込みに対する供給量)、教育・保育等の「質」の確保・向上を図るための取組み等を定めます。

#### <目指すべき姿>

- 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができる。
- すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができる。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てにかかわり、仕事と子育ての両立を実現することができる。

#### <主な取組内容>

- (1) 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）⇒次ページ参照
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）⇒次ページ参照
- (3) 認定こども園の普及促進
  - ア 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援
  - イ 公立認定こども園における施設運営に係る調査・研究
  - ウ 保護者に対する普及啓発
- (4) 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）
  - ア 幼保小間の交流の促進
  - イ 幼保小連携に関する協議の場の設置
- (5) 教育・保育等の「質」の確保・向上
  - ア 教育・保育人材の資質の向上
  - イ 教育・保育人材の確保
  - ウ 市による認可・指導監督等を通じた教育・保育の質の確保・向上
  - エ 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上
  - オ 放課後児童クラブにおける質の確保・向上
- (6) 障害児に対する教育・保育等の提供
  - ア 教育・保育施設等における障害児の受け入れ
  - イ 放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ
  - ウ 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上
  - エ 障害児保育・特別支援教育実施施設に対する支援
- (7) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進
  - ア ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発
  - イ 男性の子育てへの関わりの促進
  - ウ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

## 〈量の見込みと確保方策〉

### (1) 教育・保育

- ▶ 計画最終年度の平成31年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、私立幼稚園の認定こども園移行、認可外保育施設の認可化など、既存資源を最大限に活用し、受け皿を拡充していきます。

年度		量の見込み 確保方策	3~5歳		0~2歳		
			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	1・2歳	0歳
27	量の見込み		11,972	2,472	8,635	6,696	2,441
	確保方策		11,972	2,472	8,001	4,400	820
	教育・保育施設※1		11,972	2,472	8,001	4,239	737
	地域型保育事業※2		—	—	—	161	83



年度		量の見込み 確保方策	11,976	2,448	8,576	5,935	2,166
			11,976	2,448	9,446	5,942	2,071
			11,976	2,448	9,446	5,294	1,560
31		地域型保育事業※2	—	—	—	648	511

※1 教育・保育施設 … 認定こども園、幼稚園（確認を受けない幼稚園含む）、保育所

※2 地域型保育事業 … 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

- ▶ 「量の見込み」が現状を上回る事業については、計画最終年度の平成31年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量を供給することができるよう、確保方策を講じていきます。

事業名	平成27年度	
	量の見込み	確保方策
① 放課後児童クラブ	9,520	8,092
② 時間外保育（延長保育）事業	7,713	7,713
③ 一時預かり事業（幼稚園型）・幼稚園預かり保育	685,988	685,988
④ 一時預かり事業（③以外）	190,033	132,300
⑤ ファミリー・サポート・センター	26,691	13,387
⑥ 病児・病後児保育事業	12,848	8,928
⑦ 地域子育て支援拠点事業	185,538	20
⑧ 利用者支援事業	12	6
⑨ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	1,103	1,103
⑩ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	2,175	2,175
⑪ 妊婦健康診査	7,930	7,930
⑫ 乳児家庭全戸訪問事業	7,585	7,585
⑬ 養育支援訪問事業	2,342	2,342

平成31年度	指標	
	量の見込み	確保方策
9,161	9,924	利用人数
7,277	7,277	利用人数
680,119	680,119	年間延べ利用人数
177,219	189,630	年間延べ利用人数
24,862	24,862	年間延べ利用人数
12,170	12,276	年間延べ利用人数
165,094	24	箇所数*
12	12	箇所数
1,103	1,103	年間延べ利用人数
2,175	2,175	年間延べ利用人数
7,578	7,578	対象者数
6,722	6,722	対象者数
2,249	2,249	対象者数

\*量の見込みは年間延べ利用者数

### <その他の新規・拡充事業>

#### ■ 休日保育・夜間保育

働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、休日・夜間保育の充実を図ります。

#### ■ 保育所・幼稚園等合同研修事業

施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。

#### ■ 障害児保育等に係る巡回相談

障害児保育・特別支援教育を実施する保育所、認定こども園等を市嘱託職員が巡回し、障害児の経過観察、職員への助言・指導等を行います。

## 基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

(※「健やか未来都市ちばプラン」と整合を図ります。)

### <目指すべき姿>

- 養育者を地域ぐるみで支え、地域での孤立感を解消し、安心して育ち合う親子を増やすこと。

### <主な取組内容>

- (1) 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実
- (2) 医療にかかる経済的負担の軽減
- (3) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供

## 基本施策3 子どもの社会参画の推進

### <目指すべき姿>

- 子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより、千葉市が活性化すること。
- 子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくこと。

### <主な取組内容>

- (1) 子どもの自立性・社会性・自治意識を育む子どもの参画の推進
- (2) 子どもの参画の周知・啓発を図る

### <主な新規・拡充事業>

#### ■ こども・若者のカワーカショップ

子どもが、自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見交換する「こども・若者のカワーカショップ」の開催回数の拡充を図ります。

#### ■ こども・若者サミット

子どもの参画の一層の周知・啓発を図るため、千葉市の取組み・成果を日本全国・世界に発信します。

## 基本施策4 子ども・若者の健全育成

### <目指すべき姿>

- 規範意識が高く、思いやりや正義感のある子ども・若者を育成すること。
- 大きな夢と希望を持ち、意欲的に行動できる子ども・若者を育成すること。

### <主な取組内容>

- (1) 健全育成活動の推進
- (2) 非行を防止するための環境づくり

### <主な新規・拡充事業>

#### 新 子ども・若者モニター事業

子ども・若者をモニターとして登録し、青少年の健全育成に関する意見をもらい、事業推進の参考にします。

#### ■ 広報・啓発活動

地域等で活動する青少年育成団体や学校へ講師を派遣します。また、広報紙やホームページなどによる情報発信を行います。

## 基本施策5 子ども・若者の安全の確保

### <目指すべき姿>

- 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わない安全・安心に暮らせるまちにすること。
- 犯罪等から、自分の身を守ることができる子ども・若者を育成すること。

### <主な取組内容>

- (1) 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり
- (2) 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

### <主な新規・拡充事業>

#### 新 子どもの情報モラル啓発

メディア利用時におけるルール・マナーについて周知し、家庭でのルールづくりを奨励します。

## 基本施策6 子ども・若者の居場所づくり

### <目指すべき姿>

- すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようすること。

### <主な取組内容>

- (1) 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保
- (2) 地域と連携した子どもの居場所づくり

### <主な新規・拡充事業>

#### ■ 子どもルームの拡充

子どもルームの対象学年を小学校6年生までに段階的に拡大することに伴い、既存の子どもルームでの受け入れが困難な地域については、小学校の特別教室に高学年ルームを開設します。

## 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

### ＜目指すべき姿＞

- 自立に向けたきめ細やかな支援を行うことで、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会が実現されること。

### ＜主な取組内容＞

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 子どもの貧困対策  
(基本施策 11-3 再掲)

### ＜主な新規・拡充事業＞

#### ■ 相談体制の充実

国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談体制を整備します。

#### ■ 制度対象者への情報提供等

希望者に対する情報提供メールや制度対象者への情報提供の充実を図ります。

## 基本施策8 児童虐待防止対策の推進

### ＜目指すべき姿＞

- すべての子どもの権利と最善の利益が尊重され、「暴力によらない子育て」により、子どもが安全に、安心して育まれる社会を実現すること。

### ＜主な取組内容＞

- (1) 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発
- (2) 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化
- (3) 支援の質の向上及び関係機関の連携を強化

### ＜主な新規・拡充事業＞

#### ■ 養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施

暴力によらない子育てを実践するためのプログラム指導者を養成し、市民を対象としたプログラムを実施します。

#### ■ 要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入

ケース情報等をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有により、児童の安全確保を図ります。

## 基本施策9 社会的養護体制の充実

### <目指すべき姿>

- 社会的養護の必要な児童が健全に育まれ、自立していくため、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で育てることができる社会を実現すること。

### <主な取組内容>

- (1) 家庭的養護の推進
- (2) 専門的なケアの充実、児童の自立支援

### <主な新規・拡充事業>

#### 新 NPO等との協働による里親・ファミリーホームの担い手の確保

里親・ファミリーホームの担い手を確保するため、NPO等、地域団体と協働で、団体の企画提案を取り入れながら、市民向けの大規模な広報等を行います。

#### ■ ファミリーホームの増設

家庭的養護を推進するため、養育者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の自立への支援を行うファミリーホームを増設します。

## 基本施策10 障害児に対する支援の充実

(※「障害者計画及び障害福祉計画」と整合を図ります。)

### <目指すべき姿>

- 障害の程度に応じた、療育・教育等の支援を受けることができること。

### <主な取組内容>

- (1) 障害の早期発見・早期療育の体制整備
- (2) 障害児に対する教育・保育等の提供  
(基本施策1-6再掲)
- (3) 障害児支援の充実

## 基本施策11 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

### <目指すべき姿>

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、社会との関わりをもち、自立した生活を営めるようにすること。

### <主な取組内容>

- (1) 支援体制・支援内容の充実
- (2) 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援
- (3) 子どもの貧困対策

### <主な新規・拡充事業>

#### ■ 子ども・若者支援協議会

相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を行うため、「子ども・若者支援協議会」の構成機関の拡充を図ります。

#### ■ 子ども・若者総合相談センター運営事業

様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」の日曜日開庁を増やします。また、連携する支援機関の拡充を図ります。